



アスベスト患者と家族の会 連絡会



〒660-0802 兵庫県尼崎市長洲中通1-7-6

TEL・FAX: 06-4950-6653

E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp



エタニットで働き「明日は我が身」

村上 博子 (東日本支部)

私は1968年(昭和43年)に日本エタニットパイプ(株)大宮工場(埼玉県)に入社しました。会社の主力製品である上水道用石綿セメント管はJIS規格品であり、その原料の石綿試験の担当として、種々の石綿の配合や解綿具合の検査等を担当しました。他に事務として立会試験成績書、水道協会検査成績書依頼、パイプの継手や東京電力管の在庫管理をしました。全部で14年程度、大宮工場で石綿粉じんにはく露し続けたこととなります。

会社で石綿労災が発覚したのは、1981年(昭和56年)でした。日本エタニットパイプの労働組合は、当時中立労連全国セメントに所属し、総評と春闘で共闘していました。1982年に大宮工場で肺がん、中皮腫の現職労災死亡が発生したとき、「重大災害発生」と全国セメントの機関誌で報じられました。そのころは、石綿疾患が「じん肺症」という病名で報じられていました。

労災を見逃す職場内検診

総評(労組団体)の安全センターを通じてこの分野の専門の海老原勇医師を知り、先生が診療されていた芝病院(現芝診療所)にYさんと共に検診に行くと、Yさんは肺が真っ白で一番重い石綿肺「管理区分4」と診断されました。後から先生がこんなで「よく生きている」と驚かれましたと聞きました。それが実際に労災認定されたことに、私も驚きました。会社の健康診断では、労災が労災として診断されないということだからです。

石綿管製造中止、資本の引き上げの大合理化は、石綿労災顕在化と共に進行しました。1982年の大宮工場閉鎖移転後、高松工場閉鎖は在籍石綿肺がん死亡発生の直後でした。

1982年大宮工場閉鎖移転時に、私は不当転勤命令（同意なし）を受けて提訴。結果的には転勤先に転居転勤で和解せざるを得ませんでした。裁判中、職場で専門医の海老原医師の受診を勧め、石綿被害を顕在化させる運動をしました。

会社は1985年（昭和60年）に石綿管の製造を中止したのですが、その時の企業合理化は、企業分割、石綿管工場は全員解雇・選定採用方式別会社化という、国鉄以前の国鉄型指名解雇が行われました。こんな労働組合破壊攻撃状態ですから、「希望」という名の指名解雇、労働基準法違反の職業病療養中解雇と労働者の権利破壊が進行。最後はパイプ部門の子会社化後譲渡、2010年（平成22年）には民事再生法適用全員整理解雇後破産とエスカレートして、併行して開発していたリゾート会社へと会社は様変わりしました。

この大合理化の過程で私は転勤通知約款に反対して、ユニオンショップ協定を締結している企業内労組脱退、地域合同労組加盟の1人分会として併存組合を結成しました。そして、破産で企業内組合はなくなりましたが、当該分会は上部団体の全労協の下で残存。石綿被曝者による退職者分会として、エタニットパイプ社が商号を変えた現リソルホールディングス社にアスベスト健診、補償協定を要求して団交する存在となっています。

大宮工場では石綿の有害性を知らずに、平気で仕事をしていましたが、1982年の在籍労災死亡発覚（公認の顕在化）以後同僚が次々と発症し、はや40年近くになりました。現在、さいたま地裁係属中のアスベスト裁判では、エタニットに1年就労しただけの、私と同年齢の女性の労災認定患者さんの本人尋問が9月にあり、「明日は我が身」「紙一重」と不安です。いま支援できる労働組合として存在していることは良かったと思っています。



『アスベストに奪われた花嫁の未来』より

エタニット株式会社は1931年（昭和6年）の創業であり、戦前は労災の概念もなく高度のじん肺症で若年死亡した労働者が多かったのではないのでしょうか。戦後、憲法、労働基準法、じん肺法と整備され、労災として認定されると一定の補償が受けられるようになりました。エタニットパイプの労働者を診てきた海老原医師は、死亡状況をまとめています。

石綿関連疾患	死亡数	死亡率(%)
石綿肺	5	5.7
肺がん	12	13.6
中皮腫	4	4.5

石綿関連疾患による死亡率
(1982年—2008年、
石綿セメント管製造企業作業員88名)

高圧石綿セメント管製造作業員6例について、肺内の石綿繊維量を測定しました。その結果、一般住民の約2000倍と高濃度であるうえ、強度に耐えられることを目的として、繊維の長いクロシドライト（青石綿）も使用していました。青石綿は発がん性が強いことから、家庭内ばく露、尼崎のような公害発症も憂慮されます。

現に家庭内ばく露による中皮腫の例があり、父が石綿管製造に従事し石綿肺に罹患、休職中に肺がんを併発し永眠。父の後を追うように子供の頃、父の持ち帰った防塵マスクで遊んだ息子が41歳で中皮腫に罹患し亡くなりました。小児期から石綿のばく露を受けて、石灰化した胸膜肥厚斑を認められました。（『社会労働衛生』6-4）

妻の小菅千恵子さんは、夫の家庭内ばく露被害の損害賠償請求をしましたが、最高裁で不当敗訴。翌年、同業他社で明らかになった“クボタ・ショック”からの流れで成立した石綿救済法で中皮腫として認定救済はされました。

生涯の闘いとして「格差と隙間のない補償」を

現在小菅さんは中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の方の会長として、当該団体による10月7日の石綿被害救済法の改正を求めるオンライン院内集会で、「治療環境改善、格差と隙間のない補償を求める」と挨拶されていました。その通りと思います。

私たちは集団的石綿被害の中におり、「格差と隙間のない補償」実現に悩んでいます。被害者は多いが救済されていない人も多いことは周知の事実であり、生涯の闘いを課せられています。一人でも救済補償されるべく、今後とも連絡会でも労働組合とも共闘をお願いいたします。政党の理解を得て、国と企業の責任を更に明らかにし続ける必要があると考えています。

（全労協全国一般東京労働組合 日本エタニットパイプ分会 分会長）

第2回総会

2022年1月29日（土）

アスベスト患者と家族の会 連絡会

尼崎市中小企業センター 401 PM1時半～